

議案第24号

葛飾区「特別区道」道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年2月16日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

道路占用料の額を改める必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区「特別区道」道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

葛飾区「特別区道」道路占用料等徴収条例（昭和47年葛飾区条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表法第32条第1項第1号に掲げる工作物の項中

7,970	9,350
12,200	14,300
16,500	19,300
6,440	7,720
10,400	12,400
14,200	17,000
710	830
71	83
42	50
6,980	8,180
4,270	5,010
14,200	16,700
20,300	23,400
14,200	16,700

」を

」に改め、同表法第32条第1項第2号に掲げる物

件の項中

160	190
290	340
420	500
640	750
850	1,000
1,280	1,500
1,700	2,000
2,990	3,500
4,270	5,010
8,540	10,000

」を」に改め、同表法第32条第1項第3号に掲げる施設の項中「12,400」を「14,800」に改め、同表法第32条第1項第4号に掲げる施設の項中「14,200」を「16,700」に改め、同表法第32条第1項第5号に掲げる施設の項中「10,100」を「11,700」に、「6,100」を「7,020」に、「9,060」を「10,400」に改め、同表法第32条第1項第6号に掲げる施設の項中「200」を「230」に、「20,300」を「23,400」に改め、同表道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件の項中

20,300	23,400
11,300	13,300
200	230
20,300	23,400
203,300	234,000
101,600	117,000

」を」に改め、同表令第7条第2号に掲げる物件の項中「14,200」を「16,700」に改め、同表令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料置場の項中

「

20,300
7,200
20,300

「

23,400
8,640
23,400

」を 」に改め、同表令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設の項中「14,200」を「16,700」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に許可を受けた占有及び施行日前に許可を受けた占有で当該許可の期間が施行日以後にわたるものの施行日以後の期間に係る占有について適用する。